

林業技士 登録の手引き

～ 令和4年度に登録される皆さまへ～

1. 合格おめでとうございます

「林業技士」の資格は、合格者が「林業技士登録者名簿」（以下「登録者名簿」という。）に林業技士の登録をすることによって、正式に付与されます。なお、森林評価部門の登録者には併せて「森林評価士」の称号が、作業道作設部門の登録者には併せて「作業道作設士」の称号が付与されます。登録者名簿は、毎年度関係林務機関等へ送達しています。

また林業技士として資格取得後も、森林・林業・木材産業の分野で社会から信頼されて活躍するための技術・知識の維持・向上に努めて頂くことを目的として、5年ごとに登録更新する仕組みにしています。

(1) 初回（新規）登録

- ①資格試験に合格した年度の2月21日から3月31日が新規登録の申請受付期間です。この場合、新規登録日は合格の翌年度（上記の翌月）の4月1日です。登録証の有効期間はこの登録日から5年間（5年後の3月31日まで）となります。申請手順は下記の通りです。
- ②上記の期間に申請しなかった場合は、翌年度以降の同時期に申請することができます。ただし、合格の有効期間は、合格年度を基準として翌年度から5年間で、これを過ぎると合格は無効になり以後の申請はできません。また初回登録の有効期間は、合格年度を基準として翌年度から5年間で変わりません。このため例えば、①から2年後の申請受付となった場合には、有効期間が3年間となります。

◎登録申請から、登録、登録証の交付までの流れをご説明します。

①登録申請関係書類の送付（令和4年2月中） 合格された皆さまにお送りします。

②必要書類（注）の準備

（注）登録申請に必要な書類は、次の4つです。

- 「林業技士新規登録申請書」（①在中。協会HPからも取得できます。）
- 住民票（本籍・マイナンバーの記載がなく、3ヶ月以内のもので本人記載のあるもの）

又は運転免許証の写し（いずれか1通）

- 本人のみの証明用写真（カラー×2枚 1枚は申請書に貼付します。もう1枚は申請書に同封して下さい。（携帯用登録証に使用します））
- 登録手数料の「払込済証明書」の写し（次の③で用意します。）

③登録手数料の納付（注）（申請書提出前） 手数料（22,000円 税込み）は事前納付。



（注）①に同封の「払込取扱票」で振り込むと振込み手数料がかかりません。
払込済証明書の写しを申請書に同封して下さい。

④登録の申請



（2月21日～3月31日まで）

期限内に申請されるようお願いいたします。

⑤登録の審査（注）

（受理后、順次）



（注）記載不備等で登録不可があり得ます。
その場合、申請手数料は返却します。

⑥林業技士登録証の交付

（3月末(注)～4月中旬頃まで。順次）

（注）3月11日までに到着した分は3月末までに交付します。

* 郵便局の窓口やATMから現金で振り込む場合、令和4年1月17日以降は手数料110円を徴取されますのでご注意ください。通帳やキャッシュカードを利用して口座から振り込む場合は従来通りです。

上記のように、新規登録申請書等は遅くとも令和4年3月31日までに提出して下さい。

◎「登録手数料」の事前の納付をお願いいたします。

事務効率化もあり、更新手数料（22,000円 税込み）の事前の納付をお願いしています。
納付先は以下のとおりです。

（他業務の日林協振込口座とお間違えにならないよう、ご注意ください。）

- ・取扱銀行： 三菱UFJ銀行 麹町中央支店 口座：（普）0023886
- ・ゆうちょ銀行： 口座：00130-8-60448
- ・口座名義： 一般社団法人日本森林技術協会

（2）登録更新（5年後に向けての準備）

登録の継続には、5年ごとに登録の更新が必要です。登録有効期間の最終年度(5年目)の受付期間に登録更新の申請を行う必要があります(注)。更新には「5年間の継続学習：30ポイント以上」が必要ですが、林業技士の皆さまの多くが林業の現場で日々活躍されており、大都市や県庁所在地で行われる研修や講習に参加される機会になかなか恵まれないことから、通信教材(別表2参照)による自己学習も重視しています。

例えば、「森林技術」誌と「現代林業」誌又は「林業技士会ニュース」誌の2誌を5年間定期購読／学習することで、必要な「30ポイント」が獲得できる仕組みです。

皆さまには、従前から、手帳のメモ書きなどを利用して学習の記録を残されていると思いますが、「継続学習の内容」として整理して5年後の更新に備えるよう、お願いいたします。

なお、JAFEE等が行っているCPD講習等の受講時間を「継続的な学習の取り組み」として登録更新を行うことも可能です(この場合5年間で100時間以上であることが必要です)。

(注)複数の部門を登録することとなった場合には、最新の登録部門の登録年度をもって更新の起算をし、一括して登録更新します。

（3）登録の失効

①登録証の有効期限までに登録更新の申請を行わなかった場合、有効期間満了と同時に登録は失効し、登録者名簿には掲載されません。

②住所等の変更届けの提出がなく、登録更新申請書類が所定の期日までに当協会に届かない場合は、登録更新を辞退したものとみなされ、登録が失効することになります。

③登録の有効期限までに登録更新の申請を行ったが、登録更新の基準を満たしていない場合は、登録が失効します。

(4) 再登録

登録更新の期限を過ぎても登録更新が行われていない場合、登録が失効し、林業技士としての活動はできません（毎年度、登録者名簿を関係機関に送達する等しています。）。期限後に再登録を希望される場合は、「再登録申請書」（様式9 協会HPにあります）で申請していただきます。（自己学習の実績要件や手数料は通常の更新申請と同様です。）

(5) 登録の抹消

① 次のいずれかの事項に該当する場合には、当該登録者の登録が抹消されます。

ア：登録の抹消の届けがあったとき。 イ：虚偽または不正の事実に基づいて資格試験を受験し、あるいは、登録を受けたことが判明したとき。 ウ：登録申請書、登録更新申請書、再登録申請書の重要な事項について、虚偽の記載があることが判明したとき。 エ：林業技士の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為があったとき。 オ：正当な理由なく林業技士の業務に関し知った秘密を他に漏らし、又は盗用する行為があったとき。

② 次のいずれかに該当する者は、その該当期間中は、登録が取り消されるとともに、登録、登録更新や再登録を受けることができません。

ア：成年被後見人又は被保佐人の登記がされている者。 イ：禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。 ウ：公務員で懲戒免職の処分を受けてから2年を経過していない者

(6) 新しい「林業技士証」受領後は、大切に保管して下さい。

「林業技士証」と「携帯登録証」が届いたら、丁寧に取り扱って下さい。

「林業技士証」や「携帯登録証」の汚損や破損又は登録事項の変更により、再交付を希望されるときは、「再交付申請書」（様式8 協会HPにあります）を提出して下さい。

（再交付手数料は2,200円（税込み）です。別途納付をお願いいたします。）

なお、申請時期によっては再交付までに時間を要する場合があります。早めの申請をお願いします。

また、登録申請書の「氏名」「現住所」及び「欠格条項確認」に変更が生じたときには、速やかに「登録事項変更届」（様式7 上に同じ）を提出して下さい。住所等の変更届けの提出がなく、登録更新申請書類が所定の期日までに当協会に届かない場合は、登録更新を辞退したものとみなされ、登録が失効することとなりますのでご注意ください。

◎私たち日林協は、個人情報[※]を適正かつ安全に取扱います。

日本森林技術協会は、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令を遵守し、情報セキュリティの確保はもとより、個人情報の適正かつ安全な取扱いに積極的に取り組んでいます。

お問い合わせ、各種の申請は下記あてにお願いいたします。

郵便：〒102-0085 東京都千代田区六番町7
一般社団法人 日本森林技術協会 森林系技術者養成事務局
電話等：Tel. 03-3261-6692 Fax. 03-3261-5393
E-mail: jfe@jafta.or.jp (担当：荒井、一(いち))

(様式3) 林業技士新規登録申請書(表)

(一社) 日本森林技術協会

理事長 殿

林業技士の登録を申請します。

登録部門	
登録番号	
初回登録年月日	
最終更新登録	
登録有効期限	
管理番号	

※この太枠内に写真(縦4cm×横3cmのもの)を貼って下さい。なお、申請時には別にもう一枚を同封して下さい。

(注) 上の枠内は事務局記入欄です。記入しないで下さい。

①申請年月日	令和4年 3月 3日			
②氏名 (ふりがな)	(もりの いちろう) 森野 一郎 (印)		性別 ☑男 ☐女	
			生年月日 ☑昭和/☐平成 34年 4月 13日	
③現住所	〒102-0085 (電話番号) 03-3261-1234			
	東京都千代田区六番町3-11 グリーンマンション502			
④勤務先等	☑あり ☐なし(自営等)		↓ ☑ありの場合は以下を記入して下さい。	
	名称	(株) 森山興業	役職等 営業第一部長	
	所在地	〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目2-3 森山ビル5階		
⑤連絡用E-Mail	@	← ある場合のみ。申請書審査にのみ使用します。		
⑥登録を申請する部門	☐森林評価部門 ☐森林土木部門 ☐林業機械部門 ☐林業経営部門 ☑森林環境部門 ☐林産部門 ☐森林総合監理部門 ☐作業道作設部門			
⑦得意な業務	林道の設計、環境影響評価		← 記入は任意です。	
⑧主な経歴	↓ 記入は任意ですが、できれば主なものを「古いものから順に」記入して下さい。			
	S/H 年 月～	勤務先等の名称	役職等の名称	職務の内容
	S60.4～H15.5	(株) 鈴木建設工業	主任	林道の施工管理
	H15.6～H22.9	(株) 森山興業	営業一課長	林道の調査設計
	H22.10～H30.3	(株) 森山興業	取締役兼営業部長	林道施工関係全般
	H30.4～	(株) 森山興業	専務取締役	森林土木全般
⑨保有関連資格	↓ 記入は任意ですが、できれば主なもの(林業技士以外のもの)を記入して下さい。			
	番号	保有している資格の名称(部門名)	取得された(S/H/R)年	登録番号
	①	1級土木施工管理技士	H9年	C961005
	②	RCCM(森林土木)	H18年	
	③			
⑩「欠格条項確認」表	各項に該当しない場合は☑チェックを記入して下さい。↓			
① 成年後見人又は被保佐人の登記がされている者				☑左の各項に該当することは ありません。
② 禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者				
③ 公務員で懲戒免職の処分を受けてから2年を経過していない者				
⑪書類確認欄	↓ 更新申請に添付が必要な書類をもう一度☑チェックして確認して下さい。			
	☑住民票又は運転免許証の写し(③と同じであることを確認して下さい。) ☑手数料払込済み証明書(写し) ☑写真1枚(上に貼り付けたものと同じもの(裏面に名前を記入)を申請書と同封して下さい。)			